

聖隷クリストファー大学同窓会規約

第1章 総 則

(主 旨)

第1条 この規約は聖隷クリストファー大学同窓会（以下「本会」という）の運営に必要なことを定めることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は聖隷クリストファー大学同窓会と称する。

(目 的)

第3条 本会の目的は以下の通りとする。

- (1) 会員の交友を深め、親睦をはかる。
- (2) 会員の教養を高め、保健医療福祉・教育等専門職の確立を目指す。
- (3) 聖隷クリストファー大学の発展のために寄与する。

(活 動 内 容)

第4条 本会は第3条の目的達成のために次の活動を行う。

- (1) 会報などの発行
- (2) 親睦会、研究会、研修会、講演会などの開催
- (3) 聖隷クリストファー大学の教育に関する協力
- (4) その他総会において決定した事項
- (5) 会員名簿は、個人情報保護のため原則的には発行しない。但しクラス会開催等の目的で名簿が必要な方は、キャリア支援センターへ問い合わせする。

(所 在 地)

第5条 本会は本部を聖隷クリストファー大学内におく。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 卒業生・修了生
 - (2) 学生会員 在学生
 - (3) 特別会員 現旧教員、その他理事会が認めたもの
2. 卒業生・修了生・在学生は、本会の目的を理解し本会に入会する。
 3. 学生会員は、卒業・修了時に正会員となる。

(会員の義務)

第7条 全会員は、本会の目的のために協力し、住所、氏名、勤務先などを変更したときは、すみやかに本部に連絡する。

第3章 理 事

(理 事)

第8条 本会に次の理事を置く。

- (1) 会長1名、副会長1名、書記1名、会計2名、理事数名、会計監査2名、幹事1名
- (2) 同窓会理事は各学部2名以上とする。但し、人数に満たない場合は他の学部より補充する。

(選 出)

第9条 前条の役員の選出は、次の通りする。

- (1) 理事は、会員の中から選出し、総会において承認する。
- (2) 会長は理事のなかから理事会が推薦し、総会において承認する。
- (3) 副会長は理事の中から理事会が推薦し、総会において承認する。

- (4) 幹事は聖隷クリストファー大学キャリア支援センター長をもって充てる。

(任 期)

第 10 条 役員の任期は2ケ年とする。ただし、再任は妨げない。

(任 務)

第 11 条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、その任務を代行する。
- (3) 書記は総会・理事会の議事を記録し保管する。
- (4) 理事は次の事項を行う。
 - (ア) 総会に提出する議案の作成
 - (イ) 各事業の企画立案および実施、評価
- (5) 会計は、本会の経理を司るものとする。
- (6) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (7) 幹事は、本会の事業を円滑に行うために理事会に出席して必要な情報を提供する。

第4章 顧 問

(顧 問)

第 12 条 本会に顧問を置く。

1. 顧問は聖隷クリストファー大学の学長が当たり、本会の運営について助言を与えるものとする。
2. 本会に名誉顧問をおくことができる。

第5章 代 議 員 会

(選 出)

第 13 条 代議員は学部毎に卒業各期の正会員の中から選出された2名とする。

(任 期)

第 14 条 任期は設けないが、変更時は理事会に届け出る。ただし卒業・修了後50年を経過している場合は、任期満了として退任することができる。

(任 務)

第 15 条 代議員の任務は次の通りとする。

- (1) 代議員会に出席する。
- (2) 卒業各期の正会員の親睦を図る。
- (3) 卒業各期の代表者として理事会との連絡を保つ。

(活 動 費)

第 16 条 代議員会手当て：1回／1,000円

2. 交通費：1回参加／500円

第6章 会 議

(会 議)

第 17 条 本会の会議は、以下の通りとする。

- (1) 会議は、定期総会、臨時総会、理事会、代議員会の4種とする。
- (2) 総会は、本会の最高決議機関とする。
- (3) 定期総会は理事の改選、会計ならびに活動報告その他必要な事項について協議を決議する。
- (4) 定期総会は、年1回開き、会長がこれを召集する。
- (5) 臨時総会は、理事会又は会長が必要と認めた時に開催することができる。
- (6) 総会の議長は、出席した正会員の中から選任する。

(議 決)

- 第 18 条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。
2. 総会の議決権は正会員および学生会員が持つこととする。

(理 事 会)

- 第 19 条 理事会は次の各号に掲げる事項を審議する。
- (ア) 総会に提出する議題
(イ) 会長から諮問された事項
(ウ) 予算及び決算に関する事項
(エ) 総会において委任された事項
2. 理事会は、前項各号に掲げる事項の他、総会の権限に属さない事項を決議し、執行することができる。
3. 理事会は、審議に当たり、代議員会の意見を聞く。

(理事会の開催)

- 第 20 条 理事会は会長が招集し、定例理事会として毎月開催する。また会長が必要と認めたとき、随時開催することができる。

(委員会の開催)

- 第 21 条 委員会は委員長が招集し、毎月定例開催する。また委員長が必要と認めたとき、随時開催することができる。

(代議員会の開催)

- 第 22 条 代議員会は会長が招集し、会長が必要と認めたとき、開催することができる。

第 7 章 会 計

(会 費)

- 第 23 条 本会に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入を持ってあてる。
2. 会費は 20,000 円とし、入会時に納入する。(永久会費とする)
3. 前項のほか、本会の運営が困難となった時には会費を徴収することができる。
4. 学生会員が退学する場合、求めに応じて納入した会費を返還する。

(会 計 年 度)

- 第 24 条 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
2. 会計監査は総会において、決算報告する。

第 8 章 理事の諸手当

(理 事 報 酬)

- 第 25 条 理事会会議手当：1 回／2,000 円
2. 同窓会事務手当：1 時間／1,000 円
3. 行事参加手当：1 日参加／4,000 円 半日参加／2,000 円
4. 交通費：1 回参加／500 円 自宅から会議場までの距離 50km を超える場合は燃料費を加算する。(詳細は理事手当規程参照)
5. 理事会で必要とした他団体が主催する会議及び研修に参加した時 行事参加と同額の手当を支払う。(詳細は理事手当規程参照)

第 9 章 奨学金制度

(学 生)

- 第 26 条 成績優秀で苦学生に対し、年 48 万円貸与 (詳細は奨学金規程を参照)

第10章 慶弔金及び災害見舞金の給付

(慶弔金及び災害見舞金)

- 第27条 この規約は、慶弔金の給付及び災害見舞金に関し必要な事項を定める。
- 聖隷クリストファー大学同窓会の理事経験者及び聖隷クリストファー大学の学長、各学部学部長、幹事経験者は支給対象とするが、会員（卒業生、在学生、本学教員、職員）は基本的に対象外とする。ただし、聖隷クリストファー大学同窓会会長が同窓会活動に対して、著しい貢献があったと判断した者に対しては支給の対象とする。
2. 上記の者が次の事項に該当した場合は慶弔金を給付する。給付金の額は次の基準による。

(1) 結婚 新郎新婦ともに上記に該当する場合は両方に支給	10,000 円
(2) 出産 両親ともに上記に該当する場合は両方に支給	10,000 円
(3) 死亡 次の金額を配偶者に配偶者のない場合は子又は親に支給する。	10,000 円
(4) 病気 1週間以上の入院治療を必要とした場合に支給する。	10,000 円
(5) 退任 役職を退任した場合に支給する。	10,000 円
 3. 上記の者が、風・水・火・台風・地震によって損害を受けた時は災害見舞金を給付する。災害見舞金の額は次の基準による。

(1) 住宅・家財が全壊または全焼したとき	20,000 円
(2) 住宅・家財が半壊または半焼したとき	10,000 円
(3) 床上浸水被害が著しいとき	20,000 円
(4) 床下浸水被害が著しいとき	10,000 円
 4. 上記に基づき聖隷クリストファー大学同窓会会長が給付の決定を行なう。
 5. 給付は給付対象となる事項に該当することを知った時点で行う。
 6. 給付方法は現金給付又は口座振込とする。なお現金給付の場合には、受領書などへの記入提出は必要ないこととする。その他の事態が発生した場合には、その都度、聖隷クリストファー大学同窓会会長が決定するものとする。

第11章 講演会及びセミナーについて

(講演会及びセミナー)

- 第28条 この申し合わせは、講演会・セミナーに関し必要な事項を定める。講師への謝礼・講演料（1時間）は以下を基本とする。
- | | |
|-------------|----------|
| (1) 会員（卒業生） | 5,000 円 |
| (2) 会員（教職員） | 10,000 円 |
| (3) 外部講師 | 20,000 円 |
2. 外部講師に関しては、本会理事会の決定に基づき、講師個々の状態に合わせて謝礼・講演料を支払うことができる。
 3. 消費税、交通費、食費、宿泊費などの必要経費が発生した場合には、上記とは別に本会が負担する。
 4. 交通費に関しては、実費全額を負担する。
 5. 宿泊費に関しては、10,000 円を上限とする。ただし、外部講師の場合はこの限りではない。
 6. 以下の者は、本会が主催する講演会・セミナーの参加費を免除・減額することができる。

(1) 聖隷クリストファー大学の学長、就職部長、キャリア支援センター職員
(2) その他、本会理事会、又は本会会長が、同窓会活動に対して著しい貢献があったと判断した者
 7. 以下の者が、本会主催の講演会やセミナーの懇親会に参加した場合、その諸経費について、1人10,000 円を上限として、本会が負担することができる。

(1) 講演会やセミナーの講師
(2) 本会理事会、又は本会会長が、当該講演会やセミナーの開催にあたり、著しい貢献があったと判断した者
 8. 当日スタッフに対し、日当、交通費等を支払うことができる。

- (1) スタッフに支払う日当は、1日4,000円、半日2,000円とする。
 - (2) 交通費は、自家用車利用の場合、一律500円と駐車場代、公共交通機関利用の場合、実費とする。
 - (3) 昼食代は2,000円を上限とする。
9. 講師等との打ち合わせに関して、要した費用（飲食代を除く）は、講師等と担当理事の全額を本会が負担する。

第12章 規約の変更

(規約の変更)

第29条 規約の変更は、総会の議決により行う。

- 附則
1. この規約は2002年4月1日より施行する。
 2. この規定の制定により「聖隷クリストファー看護大学同窓会規約」「聖隷学園浜松衛生短期大学同窓会規約」「シフラ会」「つくい会」は廃止する。
 3. この会の運営に必要な細則は理事会において定める。
 4. この会の脱会の手続きは死亡した時と定める。
 5. 奨学金制度及び理事の諸手当をを追加
 6. 2004年 7月 一部改正
 7. 2006年 6月17日 一部改正
 8. 2008年 7月26日 一部改正
 9. 2010年 5月29日 一部改正
 10. 2011年 6月 9日 一部改正
 11. 2012年 5月12日 一部改正
 12. 2013年 5月11日 一部改正
 13. 2016年 5月21日 一部改正
 14. 2017年 5月20日 一部改正
 15. 2017年10月27日 一部改正（大学事務組織変更による部署名の変更）
 16. 2019年 4月 1日 一部改正（学生会員新設による変更）
 17. 2020年 4月 1日 一部改正（代議員活動費明記による変更）
 18. 2023年 4月 1日 一部改正（代議員の任期満了追加等）